平成２３年（フ）第７６５号
大阪府松原市天美東７丁目７番２－１Ｃ号、前住所大阪府松原市天美東７丁目12番５－919号
債務者　荻原真一郎
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８１２号
堺市堺区錦之町西３丁２番14―６号
債務者　久保　美紀
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８１８号
大阪府羽曳野市高鷲１丁目８番17号
債務者　村岡美千代
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８３５号
大阪府松原市天美西５丁目131番地の１
債務者　猪原　智子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８４４号
堺市南区片蔵167番地８
債務者　野田　哲也
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８８６号
堺市北区長曽根町1913番地１　パープルマンション３号館111号
債務者　山田　　保
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８８９号
堺市堺区緑町１丁23番地　栄荘３号
債務者　池側　　征
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
北海道赤平市東文京町４丁目４番地
債務者　堀口　みつ
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
北海道空知郡上砂川町字上砂川町119番地９
債務者　柴田　正雄
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
北海道砂川市西四条南９丁目１番18号
債務者　土田　真稔
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
山形県東田川郡三川町大字善阿弥字宮野腰16番地２
債務者　橋本　裕喜
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第４９号
山形県鶴岡市睦町６番10号
債務者　田村　豊子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第２２９号
神奈川県厚木市戸室４丁目15番28号
債務者　富田　隆子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２３７号
香川県高松市屋島西町2315番地　サンハローH101号室
債務者　山口加奈子（旧姓大西・尾崎）
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２５３号
香川県高松市香川町川東上691番地６須崎和美方、住民票上の住所香川県高松市前田東町346番地２
債務者　久保　泰典
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２６４号
香川県高松市今里町１丁目７番地５
債務者　和田　英治
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２７９号
香川県高松市中野町20番13　中野町ローズガーデン401号室
債務者　原　　章人
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係